



第73回 定時株主総会 招集ご通知



開催日時

2019年6月26日（水曜日）
午前10時（開場：午前9時）



開催場所

大阪市西区立売堀二丁目3番16号
当社本社ビル 7階会議室
末尾の「株主総会会場のご案内」をご参照ください。



決議事項

- 第1号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名選任の件
- 第2号議案 監査等委員である取締役1名選任の件
- 第3号議案 取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)
に対する株式報酬制度導入の件



書面による議決権行使の場合

行使
期限

2019年6月25日（火曜日）
午後5時30分到着分まで



インターネットによる議決権行使の場合

行使
期限

2019年6月25日（火曜日）
午後5時30分受付分まで

経営理念

人づくりの経営

人を活かし 自業員を育成する

“経営は人なり”・・・企業（会社）にとって一番大切な経営資源は“人”です。社会に誇れる人材を育成します。

切拓く経営

革新と創造に挑戦する

時代は絶えず変化し、同じところに止まっていれば、取り残されます。変化に対応し、新しいことに挑戦します。

信頼の経営

期待に応え 社会に貢献する

“相互信頼”を企業活動の基本とし、産業の発展と豊かな社会づくりに貢献します。

自主自律の考勤指針

私たちは

- 一、基本と原則を守り
能力の開発と向上に努めます
- 一、使命と責任を果たし
相互信頼の絆を深めます
- 一、活力にあふれた行動で
明るい職場をつくります

目次

第73回定時株主総会招集ご通知	1
議決権行使のご案内	2
株主総会参考書類	
第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件	4
第2号議案 監査等委員である取締役1名選任の件	9
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する株式報酬制度導入の件	11
添付書類	
事業報告	17
連結計算書類	37
計算書類	40
監査報告	43
株主メモ	47

株主各位

証券コード：8051

2019年6月3日

大阪市西区立売堀二丁目3番16号

株式会社 **山善**代表取締役社長 **長尾雄次**

第73回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第73回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネットの方法により、議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討の上、2頁から3頁の記載に従い、2019年6月25日（火曜日）午後5時30分までに議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年6月26日（水曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市西区立売堀二丁目3番16号
当社本社ビル 7階会議室（末尾の「株主総会会場のご案内」をご参照ください。）
3. 目的事項

報告事項	1. 第73期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
	2. 第73期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）計算書類報告の件
決議事項	第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
	第2号議案 監査等委員である取締役1名選任の件
	第3号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する株式報酬制度導入の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.yamazen.co.jp/>）に掲載させていただきます。

◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.yamazen.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。

従いまして、会計監査人及び監査等委員会が監査した連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知添付書類の各書類のほか、当社ウェブサイトに掲載している連結注記表及び個別注記表となります。

議決権行使のご案内

株主総会にご出席いただく場合



開催日時 2019年6月26日（水曜日）午前10時

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
また、第73回定時株主総会招集ご通知（本書）をご持参ください。

書面による議決権行使の場合



行使期限 2019年6月25日（火曜日）午後5時30分まで

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、行使期限までに到着するようご返信ください。

インターネットによる議決権行使の場合



行使期限 2019年6月25日（火曜日）午後5時30分まで

当社の指定する議決権行使ウェブサイト（<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>）にアクセスしていただき、議決権をご行使ください。詳しくは次頁をご覧ください。

インターネットによる議決権行使のご案内

パソコン・スマートフォンから当社の指定する「議決権行使ウェブサイト」にアクセスしていただき、画面の案内に従ってご入力ください。

議決権行使ウェブサイト

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

※バーコード読取機能を搭載したスマートフォンをご利用の場合は、「QRコード®」を利用してアクセスすることも可能です。（「QRコード®」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。）

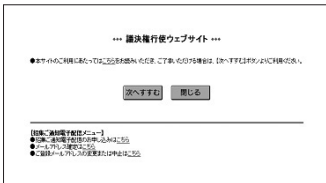


※インターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合もございます。

※インターネット接続に係る費用は、株主様のご負担となります。

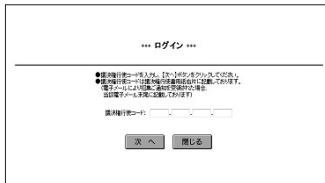
議決権行使手順

① 議決権行使ウェブサイトへアクセス



「次へすすむ」をクリック

② ログイン



議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」を入力し「次へ」をクリック

③ パスワード変更



初回ログイン時は、パスワード変更画面に遷移いたします。
議決権行使書用紙に記載の「パスワード」を入力し、株主様がご使用になるパスワードに変更してください。

以降は画面の案内に従ってご入力ください。

ご注意事項

- 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効といたします。
- インターネットにより複数回議決権を行使された場合は、最後の行使を有効といたします。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ先



0120-768-524

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
受付時間:午前9時～午後9時(土曜日・日曜日・祝祭日を除く)

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

本総会終結の時をもって取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（10名）の任期が満了いたします。経営の監督（モニタリング）と業務執行（マネジメント）の役割と責任の分離を明確化し、コーポレート・ガバナンス体制のさらなる強化を図るため、取締役を4名減員し、社外取締役1名を含む取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案について監査等委員会は検討の結果、適任であると判断しております。
取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	候補者属性	当社における地位及び担当	取締役在任年数 (本総会終結時)	2018年度における 取締役会への 出席回数
1	なが お ゆう じ 長 尾 雄 次	再任	代表取締役社長 社長執行役員	5年	13回/13回 (100%)
2	の う み と し や す 野 海 敏 安	再任	代表取締役 専務執行役員 営業本部長	4年	13回/13回 (100%)
3	ごう し けん じ 合 志 健 治	再任	取締役 上級執行役員 経営企画本部長	2年	12回/13回 (92%)
4	やま ぞ え ま さ み ち 山 添 正 道	再任	取締役 上級執行役員 管理本部長	1年	9回/10回 (90%)
5	き し だ こう じ 岸 田 貢 司	再任	取締役 上級執行役員 生産財統轄部長	1年	10回/10回 (100%)
6	い せ き ひ ろ ふ み 井 関 博 文	再任	社外 独立役員 社外取締役	1年	10回/10回 (100%)

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 井関博文氏は社外取締役候補者であります。また、同氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として届け出ております。
3. 井関博文氏は、2015年3月までOKK株式会社の代表取締役社長を2016年6月まで同社取締役会長を歴任されました。当社と当社との間には、工作機械の仕入取引があり、その取引額は直近事業年度における当社連結売上高の1%未満であります。
4. 井関博文氏は、現在当社の社外取締役であります。その在任期間は本定時株主総会終結の時をもって1年となります。
5. 当社は、井関博文氏との間で、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、法令が規定する額に限定する契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
6. 取締役会開催回数には、書面決議は含んでおりません。山添正道氏、岸田貢司氏及び井関博文氏の取締役会出席状況は、2018年6月26日就任後の2018年度中に開催された取締役会のみを対象としております。

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	なが お ゆう じ 長尾雄次 (1954年12月25日生) 再任 【取締役会出席回数】 13回/13回(100%)	1977年 4月 当社入社 2011年 4月 当社執行役員住設建材統括部副統括部長 2012年 4月 当社執行役員住建事業部副事業部長兼東日本統括長 2013年 4月 当社上席執行役員住建事業部長兼西日本統括長 2014年 4月 当社上席執行役員住建事業部長 2014年 6月 当社取締役上席執行役員 2015年 4月 当社常務取締役上席執行役員 2016年 4月 当社取締役専務執行役員生産財統括 2017年 4月 当社代表取締役社長社長執行役員(現任)	27,300株
【取締役候補者とした理由】 長尾雄次氏は、現在、当社の代表取締役社長として、当社及びグループを統括しており、豊富な経験に基づき、当社グループの経営の中核である中期経営計画の遂行に強いリーダーシップを発揮しております。 これらのことから、今後の当社グループの企業価値向上に必要な人材と判断し、引き続き当社取締役としての選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
2	<p style="text-align: center;">の うみ とし やす 野海敏安 (1951年4月10日生)</p> <p style="text-align: center;">再任</p> <p>【取締役会出席回数】 13回/13回(100%)</p>	<p>1970年 3月 当社入社</p> <p>2011年 4月 当社執行役員機工事業部工具統括部副統括部長兼 東日本営業本部工具部長</p> <p>2012年 4月 当社執行役員機工事業部東日本統括長</p> <p>2012年 7月 当社執行役員東日本営業本部副本部長兼 機工事業部東日本統括長</p> <p>2013年 4月 当社上席執行役員</p> <p>2014年 4月 当社上席執行役員機工事業部長</p> <p>2015年 6月 当社取締役上席執行役員</p> <p>2016年 4月 当社取締役常務執行役員生産財副統括兼 機工事業部長</p> <p>2017年 4月 当社取締役専務執行役員生産財統括兼 機工事業部長</p> <p>2018年 4月 当社代表取締役専務執行役員</p> <p>2019年 4月 当社代表取締役専務執行役員営業本部長(現任)</p>	22,900株
<p>[取締役候補者とした理由]</p> <p>野海敏安氏は、生産財事業において豊富な経験と見識を有しており、当事業の収益拡大に大きく貢献した実績があり、現在当社の代表取締役を務めております。</p> <p>これらのことから、今後の当社グループの企業価値向上に寄与できる人材と判断し、引き続き当社取締役としての選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
3	ごう し けん じ 合志健治 (1958年8月23日生) 再任 【取締役会出席回数】 12回/13回(92%)	1982年 4月 当社入社 2013年 4月 当社執行役員機工事業部マーケティング統括部 戦略企画部長 2014年 4月 当社執行役員機工事業部副事業部長兼 マーケティング統括部長兼戦略企画部長 2016年 4月 当社執行役員機工事業部副事業部長(国内担当)兼 生産財戦略統括部長兼業務推進部長 2017年 4月 当社上級執行役員経営企画本部長兼 生産財戦略統括部長 2017年 6月 当社取締役上級執行役員 2018年 4月 当社取締役上級執行役員経営企画本部長(現任)	13,600株
	【取締役候補者とした理由】 合志健治氏は、生産財事業企画領域の責任者及び現在経営企画本部の責任者を務めるなど豊富な経験と幅広い見識を有しております。 これらのことから、今後の当社グループにおける経営戦略の策定・推進に適切な人材であると判断し、引き続き当社取締役としての選任をお願いするものであります。		
4	やま ぞえ まさ みち 山添正道 (1960年3月10日生) 再任 【取締役会出席回数】 9回/10回(90%)	1982年 4月 当社入社 2015年 4月 当社執行役員管理本部法務審査部長 2016年 4月 当社執行役員管理本部海外管理部長 2017年 4月 当社執行役員管理本部副本部長兼海外管理部長 2017年11月 当社執行役員管理本部長 2018年 4月 当社上級執行役員 2018年 6月 当社取締役上級執行役員管理本部長(現任)	12,700株
	【取締役候補者とした理由】 山添正道氏は、国内外の法務部門の責任者及び現在管理本部の責任者を務めるなど豊富な経験と見識を有しております。 これらのことから、今後の当社グループの企業価値向上に寄与できる人材と判断し、引き続き当社取締役としての選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
5	きし だ こう じ 岸 田 貢 司 (1960年9月2日生) 再任 【取締役会出席回数】 10回/10回(100%)	1983年 4月 当社入社 2016年 4月 当社執行役員機械事業部副事業部長(海外担当) 兼 海外機械部長兼本社直轄地域韓国現法長 2016年10月 当社執行役員機械事業部副事業部長(海外担当) 兼 本社直轄地域韓国現法長 2018年 4月 当社上級執行役員生産財統轄部長 2018年 6月 当社取締役上級執行役員生産財統轄部長(現任)	13,700株
	[取締役候補者とした理由] 岸田貢司氏は、現在生産財事業を統轄する責任者を務めており、海外事業においても豊富な経験と実績を有しております。 これらのことから、今後も生産財事業とグローバル機能強化に寄与できる人材と判断し、引き続き当社取締役としての選任をお願いするものであります。		
6	い せき ひろ ふみ 井 関 博 文 (1947年9月30日生) 再任 社外 独立役員 【取締役会出席回数】 10回/10回(100%)	1972年 4月 株式会社大和銀行(現株式会社りそな銀行) 入行 2002年 6月 同行常勤監査役(2006年6月退任) 2006年 6月 大阪機工株式会社(現OKK株式会社) 常勤監査役 2010年 6月 同社取締役専務執行役員 2011年 1月 同社代表取締役社長 2015年 4月 同社取締役会長 2016年 6月 同社相談役(2017年6月退任) 2018年 6月 当社社外取締役(現任) [重要な兼職の状況] 該当なし	0株
	[社外取締役候補者とした理由] 井関博文氏は、これまで他社の代表取締役社長を歴任されるなど、企業経営者としての高い見識や豊富な経験を有しております。当社の経営全般に対しいかなる確かな助言をしていただくことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化、また、当社グループのコーポレート・ガバナンスの一層の強化が期待できると判断し、引き続き当社社外取締役としての選任をお願いするものであります。		

第2号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役 松村嘉員氏は、本総会終結の時をもって辞任いたしますので、その補欠として、監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、監査等委員である取締役候補者 村井諭氏は、松村嘉員氏の補欠として選任されることとなりますので、その任期は当社定款の定めにより、退任者の任期の満了する時までとなります。

また、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

氏名(生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
むら 村 い 井 さとし 諭 (1958年1月5日生) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新任</div>	1981年 4月 当社入社	8,700株
	2014年 4月 当社執行役員管理本部東京管理部長	
	2017年 4月 当社執行役員管理本部副本部長(東京駐在)兼 東京管理部長	
	2017年10月 当社執行役員管理本部副本部長兼人事部長	
	2019年 4月 当社執行役員管理本部副本部長(現任)	
	[監査等委員である取締役候補者とした理由] 村井諭氏は、当社人事部門等の責任者の経験を経て、現在管理本部の副本部長を務めるなど豊富な経験と見識を有しております。 これらの経験や見識を監査等委員である取締役として活かすことにより、当社の監査・監督機能の強化が期待できると判断し、新たに監査等委員である取締役としての選任をお願いするものであります。	

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 2. 村井諭氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、法令が規定する額に限定する契約を締結する予定であります。

第1号議案及び第2号議案に共通するご参考事項

■選任後の取締役会構成

第1号議案及び第2号議案が原案どおり承認可決された場合、取締役会の構成は次のとおりとなる予定であります。

氏名	当社における地位及び担当	社外取締役	独立役員	新任
長尾雄次	代表取締役社長 社長執行役員			
野海敏安	代表取締役 専務執行役員 営業本部長			
合志健治	取締役 上級執行役員 経営企画本部長			
山添正道	取締役 上級執行役員 管理本部長			
岸田貢司	取締役 上級執行役員 生産財統轄部長			
井関博文	社外取締役	○	○	
村井諭	取締役 常勤監査等委員			○
加藤幸江	社外取締役 監査等委員	○	○	
津田佳典	社外取締役 監査等委員	○	○	

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する株式報酬制度導入の件

1. 提案の理由

本議案は、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役である者を除きます。以下、断りがない限り、本議案において同じとします。）及び執行役員（以下、取締役とあわせて「取締役等」といいます。）に対する新たな業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust））」（以下、「本制度」といいます。）を導入することについて、ご承認をお願いするものであります。

本議案は、取締役等の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。当社としては、かかる目的に照らし、本議案の内容は相当であるものと考えております。

本議案は、2016年6月24日開催の第70回定時株主総会においてご承認いただきました取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額（年額720百万円以内）とは別枠として、新たな株式報酬を当社の取締役に対して支給するため、報酬等の額についてのご承認をお願いするものであります。なお、本制度の詳細につきましては、下記2. の枠内で、取締役会にご一任いただきたいと存じます。

第1号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」が原案どおり承認可決されまると、本制度の対象となる取締役の員数は社外取締役1名を除く5名となります。

また、当社の監査等委員会から、社外取締役とも協議した結果、本制度の目的、内容等を踏まえ、本制度の導入に賛同するとの意見表明を受けております。

なお、本制度は、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の報酬のみならず、執行役員に関する報酬についても一体として規定しておりますので、「2. 本制度に係る報酬等の額及び参考情報」以下の説明は、両者をあわせた制度に関する説明となっております。

2. 本制度に係る報酬等の額及び参考情報

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役等に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。なお、取締役等が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時となります。

(2) 本制度の対象者

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役である者は、本制度の対象外とします。）及び執行役員

(3) 信託期間

2019年8月（予定）から本信託が終了するまで（なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。本制度は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等により終了します。）

(4) 信託金額（報酬等の額）

本議案をご承認いただくことを条件として、当社は、2020年3月末日で終了する事業年度から2022年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度（以下、当該3事業年度の期間を「当初対象期間」といい、当初対象期間及び当初対象期間の経過後に開始する3事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）及びその後の各対象期間を対象として本制度を導入し、取締役等への当社株式等の給付を行うため、本信託による当社株式の取得の原資として、以下の金銭を本信託に拠出いたします。

まず、当社は、本信託設定（2019年8月（予定））時に、当初対象期間に対応する必要資金として、300百万円（うち取締役分として130百万円）を上限とした資金を本信託に拠出いたします。

また、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は、原則として対象期間ごとに、300百万円（うち取締役分として130百万円）を上限として本信託に追加拠出することとします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式（直前までの各対象期間に関して取締役等に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役等に対する給付が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下、「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等の金額（当社株式については、直前の対象期間の末日における時価とします。）と追加拠出される金銭の合計額は、300百万円（うち取締役分として130百万円）を上限とします。

なお、当社は、当初対象期間を含む対象期間中、当該対象期間における拠出額の累計額が上述の各上限額に達するまでの範囲内において、複数回に分けて、本信託への資金の拠出を行うことができるものとします。当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

(5) 当社株式の取得方法及び取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記(4)により拠出された資金を原資として、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することとします。

ご参考として、2019年5月13日の終値1,063円での取得を前提とした場合、当初対象期間に関して当社が取締役等への給付を行うための株式の取得資金として拠出する資金の上限額300百万円を原資に取得する株式数は、最大で282,220株となります。本信託による当社株式の取得につき、その詳細は、適時適切に開示いたします。

(6) 取締役等に給付される当社株式等の数の算定方法

取締役等には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役位、業績達成度等を勘案して定まる数のポイントが付与されます。

なお、取締役等に付与されるポイントは、下記(7)の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます（ただし、本議案をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います。

す。)

下記(7)の当社株式等の給付に当たり基準となる取締役等のポイント数は、原則として、退任時までには当該取締役等に付与されたポイント数に退任事由別に設定された所定の係数(1を超えないものとします。)を乗じて得たポイント数とします(以下、このようにして算出されたポイント数を、「確定ポイント数」といいます。)

(7) 当社株式等の給付

取締役等が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該取締役等は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記(6)に記載のところに従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から給付を受けます。ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。なお、金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

(8) 議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

(9) 配当の取扱い

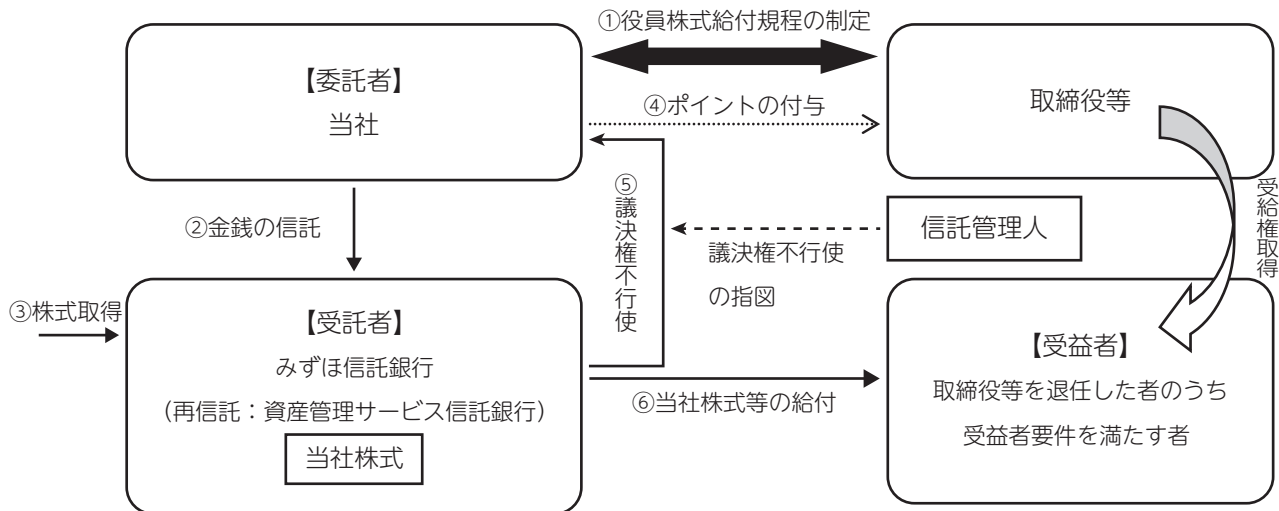
本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、役員株式給付規程の定めに従って、その時点で在任する取締役等に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることとなります。

(10) 信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が

無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記(9)により取締役等に給付される金銭を除いた残額が当社に給付されます。

<ご参考：本制度の仕組み>



- ① 当社は、本議案につき承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、本議案につき承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 当社は、「役員株式給付規程」に基づき取締役等にポイントを付与します。
- ⑤ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑥ 本信託は、取締役等を退任した者のうち「役員株式給付規程」に定める受益者要件を満たした者（以下、「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、取締役等が「役員株式給付規程」に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、当社株式の時価相当の金銭を給付します。

以上

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

①事業の経過及び成果

当社グループを取り巻く事業環境は、国内生産財分野では、中国景気やIT関連需要の減速から、設備投資に一部で先送りの動きが見られましたが、自動化・省力化投資需要は底堅く、自動化設備や産業用ロボット等の設備投資は高水準で推移しました。半導体関連需要で減速が見られたものの、オリンピックや都市再開発による建設需要は旺盛でした。海外生産財分野では、米国では内需拡大を背景として設備投資は底堅く推移しましたが、中国では米中貿易摩擦の影響もあり、下半期は製造業の生産活動が減速しました。また、ASEAN諸国では自動車関連産業が好調に推移しました。国内消費財分野では、個人消費は雇用・所得環境の改善を背景に緩やかに増加しましたが、住宅関連産業においては、住宅投資は持ち直しの傾向はあるものの力強さを欠く状況でした。

このような情勢下、当社グループは、3ヵ年中期経営計画『ONEXT YAMAZEN 2018 (ワンネクスト ヤマゼン2018)』の方針に基づき、企業価値の一層の向上に取り組んでまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は、526,364百万円（前期比5.7%増）となりました。利益面につきましては、営業利益は17,997百万円（同、17.0%増）、経常利益は17,859百万円（同、17.9%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は12,184百万円（同、19.4%増）となりました。

セグメント別の概況は次のとおりであります。

【生産財関連事業】

国内機械事業では、半導体関連産業の設備投資に慎重さが見られましたが、一般機械や建設機械関連産業、自動車関連産業からの工作機械の需要は総じて底堅く推移しました。また、ロボットや自動化装置の付加による省人化や複合加工機による工程集約への投資意欲は旺盛なものが見られました。

また、国内機工事業では、人手不足による自動化需要の高まりからメカトロ機器の販売が伸長し、さらに測定機器、切削・補要工具など幅広い分野で堅調に推移しました。

海外においては、米国市場は自動車関連産業を中心に工作機械の販売が底堅く推移しました。中国市場においては、スマートフォン向けEMSからの工作機械受注に一服感があつたなかで、自動車関連産業の設備投資は堅調だったものの、米中貿易摩擦の影響もあり、全般的に設備導入の動きが減速しました。また、ASEAN市場では、日系自動車部品メーカーへの工作機械の販売が安定的に推移しました。その結果、生産財関連事業の売上高は370,676百万円（前期比6.3%増）となりました。

【消費財関連事業】

〔住建事業〕

省エネ・環境改善の一環として業務用エアコンの更新提案を積極的に推進した結果、空調機器の販売が前期を大きく上回りました。リフォーム需要が停滞する中で、水廻り商品の販売は前期並みで推移しましたが、太陽光発電の販売が大きく落ち込みました。その結果、住建事業部の売上高は58,965百万円（前期比0.9%増）となりました。

〔家庭機器事業〕

上半期には酷暑による空調服などの暑さ対策商品、災害対策意識の高まりによる防災バッグなどの防災・災害対策関連商品、秋以降の全国的な暖冬傾向の中では電気カーペットやセラミックヒーターなどの暖房小物など、時期や需要に応じた商品供給を展開しました。また、新商品の販売が底堅く推移した結果、家庭機器事業部の売上高は87,095百万円（前期比6.0%増）となりました。

【企業集団の部門別売上高】

部 門	期 別	前 期 (2018年3月期)		当 期 (2019年3月期)	
		金 額 (百万円)	構成比 (%)	金 額 (百万円)	構成比 (%)
生 産 財	機 械 事 業 部 (国 内)	88,399	17.8	105,768	20.1
	機 械 事 業 部 (海 外)	77,851	15.6	65,482	12.4
	機 械 事 業 部 計	166,251	33.4	171,250	32.5
	機 工 事 業 部 (国 内)	161,075	32.4	176,265	33.5
	機 工 事 業 部 (海 外)	21,483	4.3	23,160	4.4
	機 工 事 業 部 計	182,558	36.7	199,426	37.9
	計	348,810	70.1	370,676	70.4
消 費 財	住 建 事 業 部	58,415	11.7	58,965	11.2
	家 庭 機 器 事 業 部	82,156	16.5	87,095	16.6
	計	140,572	28.2	146,060	27.8
	そ の 他	8,581	1.7	9,627	1.8
	合 計	497,963	100.0	526,364	100.0

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

②設備投資の状況

当連結会計年度において、長期的な企業競争力の強化に向けた基幹システムの刷新事業に着手しており、開発過程における支払い（1,716百万円）が発生しております。

③資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

④事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区 分	第70期 2016年3月期	第71期 2017年3月期	第72期 2018年3月期	第73期(当期) 2019年3月期
売上高	447,774	447,698	497,963	526,364
営業利益	13,258	13,113	15,383	17,997
経常利益	13,503	12,931	15,152	17,859
親会社株主に帰属する当期純利益	9,192	8,518	10,205	12,184
1株当たり当期純利益	98円01銭	90円82銭	107円79銭	128円80銭
総資産	208,404	219,598	245,795	245,595
純資産	67,518	75,712	84,665	93,113

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数に基づき算出しております。
2. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当連結会計年度の期首から適用しており、前連結会計年度に係る数値については、当該会計基準を遡って適用した後の数値となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	事業内容
Yamazén, Inc.	800万U S ドル	100.0%	北米地域における主として当社取扱商品の販売
Yamazén (Singapore) Pte.Ltd.	500万S P ドル	100.0%	シンガポール及び周辺地域における主として当社取扱商品の販売
Yamazén (Thailand) Co.,Ltd.	11,800万バーツ	100.0%	タイ及び周辺地域における主として当社取扱商品の販売
Yamazén Co.,Ltd.	20,000万N T ドル	100.0%	台湾及び周辺地域における主として当社取扱商品の販売
Souzen Trading (Shenzhen) Co.,Ltd.	250万U S ドル	100.0%	中国における主として当社取扱商品の台湾系企業への販売
Yamazén (Shanghai) Trading Co.,Ltd.	150万U S ドル	100.0%	中国（華東、華北）における主として当社取扱商品の販売
Yamazén (Shenzhen) Trading Co.,Ltd.	200万U S ドル	100.0%	中国（華南）における主として当社取扱商品の販売
ヤマゼンクリエイティブ株式会社	100百万円	100.0%	イベント企画・生活関連用品の販売等
ヤマゼンロジスティクス株式会社	80百万円	100.0%	倉庫・保管業

(注) Souzen Trading (Shenzhen) Co.,Ltd.における当社の出資比率は、間接保有もあわせて算出しております。

(4) 対処すべき課題

当社グループがめざす持続的成長の実現には、専門商社として変化に的確かつ迅速に対応することが最も重要と認識しております。そのためにも、コア事業単位に営業収益力の一層の強化を重視しており、中期経営計画『CROSSING YAMAZEN 2021』を推進するプロセスにおいて対処してまいります。

(5) 主要な事業内容 (2019年3月31日現在)

部 門	主 要 取 扱 商 品
生産財関連事業	<p>【機械事業部】 工作機械（マシニングセンタ、CNC旋盤、CNC研削盤、CNCフライス盤、放電加工機、汎用工作機械、射出成形機、レーザー加工機、3Dプリンター等）、鍛圧・板金機械、CAD/CAM、工作機械周辺機器（産業用ロボット、測定機器、自動化周辺機器、工作補要機器等）等の販売、輸出入、海外調達・生産工場の海外移転支援及び三国間取引、工場生産設備並びにシステムのトータルプランニング</p> <p>【機工事業部】 マテハン（物流機器）、メカトロ（メカトロ機器、ロボット、省力化機器）、環境改善機器、切削工具、補要工具、作業工具、電動工具、測定・計測機器、流体機器（コンプレッサー/塗装機、ポンプ・送風機・流体継手、加熱/冷熱機器、攪拌機/混合機）、産業機器（溶接/発電機、鍛圧/板金/鋼材加工機、洗浄機、安全・衛生・セキュリティ、BCP関連機器等）、鉄骨加工機械、空調設備機器（空調/冷暖房機器、クリーンルーム機器）等の販売、輸出入、海外調達・生産工場の海外移転支援及び三国間取引/工場生産設備並びにシステムのトータルプランニング及び製品部材調達とその販売</p>
消費財関連事業	<p>【住建事業部】 厨房機器、調理機器、浴室機器、洗面機器、給湯機器、衛生機器、空調・換気関連機器、太陽光発電、蓄電池、床暖房、管工機材、内装建材、外装建材、介護機器、サッシ、エクステリア、建設資材、建設機械、構造躯体、オフィス機器、ホーム機器、BCP関連機器等の販売</p> <p>【家庭機器事業部】 家電（冷暖房・調理・健康・AV・照明）、インテリア、レジャー・スポーツ用品、ペット用品、作業工具、エクステリア、園芸用品、住宅設備機器、事務機器、介護用品等の企画、開発及び販売</p>

(6) 主要な営業所 (2019年3月31日現在)**①国内営業拠点**

- 大阪本社 (大阪市)
- 東京本社 (東京都港区)
- 名古屋支社 (名古屋市)
- 九州支社 (福岡市)
- 広島支社 (広島市)
- 北関東・東北支社 (さいたま市)

②海外営業拠点

営業地域	営業組織の名称	営業組織に属する主要な子会社	所在地
北米	北米支社	Yamazen, Inc.	米国
台湾	台湾支社	Yamazen Co., Ltd.	台湾
中国	中国支社	Yamazen (Shanghai) Trading Co., Ltd.	中国
		Yamazen (Shenzhen) Trading Co., Ltd.	
アセアン	アセアン支社	Yamazen (Thailand) Co., Ltd.	タイ

(注) 営業地域及び顧客属性毎に事業を区分したビジネスユニットを支社と称しております。

(7) 使用人の状況 (2019年3月31日現在)**①企業集団の使用人の状況**

使用人数	前連結会計年度末比増減
2,990名	178名増

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時従業員を含んでおりません。

②当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,660名	57名増	37.0歳	12.9年

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時従業員を含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2019年3月31日現在)

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2019年3月31日現在)

- ①発行可能株式総数 200,000,000株
 ②発行済株式の総数 95,305,435株
 ③株主数 4,897名
 ④上位10名の株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
山 善 取 引 先 持 株 会	8,474千株	8.95%
東 京 山 善 取 引 先 持 株 会	5,673千株	5.99%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	4,229千株	4.47%
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	3,272千株	3.45%
株 式 会 社 り そ な 銀 行	3,067千株	3.24%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	2,694千株	2.84%
山 善 社 員 投 資 会	2,683千株	2.83%
名 古 屋 山 善 取 引 先 持 株 会	2,323千株	2.45%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	1,505千株	1.59%
広 島 山 善 取 引 先 持 株 会	1,467千株	1.55%

- (注) 1. 持株比率は自己株式 (707,603株) を控除して計算しております。
 2. 記載株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況 (2019年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	長 尾 雄 次	最高経営責任者(CEO)、最高執行責任者(COO)
代表取締役	麻 生 太 一	家庭機器事業管掌
代表取締役	野 海 敏 安	生産財事業管掌
取締役	江 端 和 夫	住建事業部長
取締役	松 井 平	東京支社長
取締役	佐 々 木 公 久	大阪支社長
取締役	合 志 健 治	最高情報責任者(CIO)、経営企画本部長
取締役	山 添 正 道	最高財務責任者(CFO)、管理本部長
取締役	岸 田 貢 司	生産財統轄部長
取締役	井 関 博 文	
取締役(常勤監査等委員)	松 村 嘉 員	
取締役(監査等委員)	加 藤 幸 江	③イ記載のとおりであります
取締役(監査等委員)	津 田 佳 典	③イ記載のとおりであります

- (注) 1. 取締役井関博文氏並びに監査等委員である取締役加藤幸江氏及び津田佳典氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。なお、当社は、井関博文氏、加藤幸江氏及び津田佳典氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 当社は、取締役会以外の重要な会議への継続的な出席による情報収集、内部監査部門等との十分な連携を通じ監査の実効性を高めることを目的として、常勤の監査等委員を置いております。
3. 常勤監査等委員である取締役松村嘉員氏は、当社の経理部門に1994年2月から2014年6月まで在籍し、通算20年にわたり決算手続並びに財務諸表の作成等に従事し、また、監査等委員である取締役津田佳典氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する十分な知見を有しております。
4. 当社は、業務執行を行わない取締役と、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該業務執行を行わない取締役が責任の原因となった職務の遂行について善悪でかつ重大な過失がないときに限られます。

②取締役を支払った報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額
取締役（監査等委員を除く。） （うち社外取締役）	12名 (1)	513百万円 (4)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3名 (2)	51百万円 (12)
合 計	15名	564百万円

- (注) 1. 取締役（監査等委員を除く。）の報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。なお、使用人兼務取締役の使用人分給与は支給しておりません。
2. 取締役（監査等委員を除く。）の報酬限度額は、2016年6月24日開催の第70回定時株主総会において年額720百万円以内と決議いただいております。
3. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2016年6月24日開催の第70回定時株主総会において年額90百万円以内と決議いただいております。
4. 支給額には、以下のものも含まれております。
- ・ 2019年4月12日開催の取締役会において決議（監査等委員である取締役賞与については、監査等委員の協議）しました役員賞与

取締役（監査等委員を除く。）	10名	198百万円	（うち社外取締役	1名	－百万円）
取締役（監査等委員）	3名	16百万円	（うち社外取締役	2名	－百万円）
5. 監査等委員会は、監査等委員以外の取締役の報酬等について、報酬額の算定方法等を確認し、それぞれの役割と職責、業績等にふさわしい水準となっているか、検討を行った結果、相当であると判断しております。

③社外役員に関する事項

イ. 社外役員の重要な兼職の状況等

区 分	氏 名	兼 職 先	兼 職 の 内 容
取 締 役 (監査等委員)	加 藤 幸 江	グイドーグループホールディングス株式会社	社 外 監 査 役
		株 式 会 社 日 阪 製 作 所	社 外 取 締 役
		弁 護 士 法 人 中 央 総 合 法 律 事 務 所	弁 護 士
取 締 役 (監査等委員)	津 田 佳 典	第 一 稀 元 素 化 学 工 業 株 式 会 社	社 外 監 査 役
		あ す か コ ン サ ル テ ィ ン グ 株 式 会 社	代 表 取 締 役
		津 田 佳 典 公 認 会 計 士 事 務 所	公 認 会 計 士

- (注) 1. 当社は、弁護士法人中央総合法律事務所から、社外取締役加藤幸江氏以外の弁護士より必要に応じて法律上のアドバイスを受けておりますが、当社が同法人に支払う年間顧問料は10百万円未満であります。
2. 当社と株式会社日阪製作所との間には、機工商品の仕入取引があり、その取引額は直近事業年度における当社の連結売上高の0.01%未満であります。
3. その他の法人等と当社との間には、特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

・取締役会及び監査等委員会への出席状況

	取締役会 (13回開催)		監査等委員会 (13回開催)	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取 締 役 井 関 博 文	10回	100%	—	—
取 締 役 (監査等委員) 加 藤 幸 江	13回	100%	13回	100%
取 締 役 (監査等委員) 津 田 佳 典	13回	100%	13回	100%

- (注) 1. 社外取締役井関博文氏は、2018年6月26日就任後開催の取締役会より出席しております。
2. 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。

・取締役会及び監査等委員会における発言状況

井関博文氏は、他社での豊富な企業経営経験と高い見地から、公正な意見の表明を行い、経営の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

加藤幸江氏は、弁護士として主に法務的な見地から、公正な意見の表明を行い、経営の意思決定の客観性、経営の健全性・透明性を確保するための助言・提言を行っております。

また、津田佳典氏は、公認会計士として主に会計的な見地から、公正な意見の表明を行い、経営の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	支 払 額
当社が支払うべき公認会計士法第2条第1項の業務（監査証明業務）に係る報酬等の額	52百万円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	55百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額についてはこれらの合計額をそのまま記載しております。

2. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告を通じて監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

③ 非監査業務の内容

当社は、有限責任監査法人トーマツに対して、企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」等の対応に関する助言等についての対価を支払っております。

④ 重要な子会社の監査

当社の重要な子会社のうち、Yamazen, Inc. (米国 イリノイ州)、Yamazen (Singapore) Pte. Ltd. (シンガポール)、Yamazen (Thailand) Co., Ltd. (タイ バンコク)、Yamazen Co., Ltd. (台湾 台北)、Souzen Trading (Shenzhen) Co., Ltd. (中国 シンセン)、Yamazen (Shanghai) Trading Co., Ltd. (中国 上海)、Yamazen (Shenzhen) Trading Co., Ltd. (中国 シンセン) は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の計算関係書類の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

⑤会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

⑥責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制

当社は、グローバル化・多様化する経営環境のなかで、内部統制とコンプライアンスを経営上の重要課題として受け止め、経営の公正性と透明性を高めるため、「内部統制委員会」を設置し、また、「広く社会から信頼され、期待され、支持される事業体」であるためには、CSR活動の積極的・継続的な取り組みが不可欠であるとし、この方針の徹底・浸透に向けた活動を具体的かつ効果的に展開するため、「コンプライアンス委員会」を設置しております。

なお、その整備状況は以下のとおりであります。

①当社及び当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ◇経営上のリスクとその網羅性を加味し、取締役の職務分担をより明確にし、職務（責任）を執行する上で必要な権限を定めております。
- ◇会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会は、一部の重要な業務執行の決定を執行役員を兼務する取締役全員により構成される執行取締役会の決定を経ることを条件として代表取締役社長に委任しており、重要度の高い事項についての取締役会における審議の充実及び監督機能の強化を図るとともに、その他の事項について、代表取締役社長による意思決定の迅速化を図っております。
- ◇経営会議及び執行役員会、各種委員会において、重要案件の事前審議を行い、取締役の迅速かつ適正な意思決定を促進しております。

②当社及び当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ◇会社内に存在する重要なリスクの洗い出しと、その回避又は低減については、職務分掌・業務フロー・業務上のルール（統制方法）を定めた上で、すべて規程として整備（文書化）し、重要なプロセスが、この規程に基づいて行われる体制を築いております。
- ◇CSR活動を推進するため、事務局である当社の経営企画部がリスクの管理を総合的に行うとともに、リスクマネジメントの遂行を統制しております。また、当該活動に関しては、内部統制委員会が独立的立場からその有効性を評価するとともに、コンプライアンス委員会がリスクの顕在化防止あるいは低減に向けた具体的かつ効果的な活動を行っております。

③当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ◇文書管理規程その他の社内規程に基づき、当社の取締役の職務の執行に係る情報を保存・管理し、取締役が随時閲覧できる体制をとっております。

④当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- ◇当社は、子会社に対し、社内規程に基づいて、当該子会社の営業成績、財務状況その他重要な情報について、当社への定期的な報告を求めています。

⑤当社の子会社の業務の適正を確保するための体制

◇当社の子会社においても、各子会社の置かれた環境・企業規模を踏まえ、役員派遣に関する事項・権限(当社と各子会社の権限分配)・業務報告・文書保管・内部監査・危機管理・教育の各項目に関して、当社と共同で業務の適正を確保するための体制(仕組み)を構築しております。

⑥当社及び当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

◇企業の社会的責任の重要性を厳粛に受け止め、CSR活動の推進体制を整備するとともに、コンプライアンスを経営の重要課題と位置付け、『山善グループ企業行動憲章』を制定しております。

◇法令順守及び企業倫理の徹底について、教育・研修の充実を図っております。また、『山善グループ企業行動憲章』を従業員に対する行動規範として位置付け、これを周知徹底するため、計画的な啓発に努めております。

◇企業内不祥事の発生を抑止するため社内通報窓口(内部通報に関する制度)を設置し、正当な理由に基づく内部通報者の保護に努めるとともに企業倫理の徹底を図っております。

◇以上の活動に関し、内部統制委員会が独立的立場からその有効性を評価するとともに、コンプライアンス委員会がリスクの顕在化防止あるいは低減に向けた具体的かつ効果的な活動を行っております。

⑦監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

◇監査等委員会の職務を補助するため、一定の知識・経験を有するスタッフ(監査等委員会スタッフ)を複数名置くものとしております。

⑧前号の取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である者を除く。）からの独立性に関する事項並びに監査等委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

◇監査等委員会スタッフの人事に関する事項は、監査等委員会の同意を要するものとしております。

◇監査等委員会スタッフの職務は、監査等委員会の指揮の下で行われるものとしております。

⑨当社の取締役（監査等委員である者を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制並びにその他の監査等委員会への報告に関する体制

◇当社の取締役（監査等委員である者を除く。）及び使用人、並びに子会社の取締役、監査役、その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実又は法令及び定款に違反する事実を把握したときは、社内規程に基づき、直ちに当該事実を当社の監査等委員会に報告するものとしております。

⑩前号の報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

◇当社は、社内規程において、経営陣から独立した窓口の設置、情報提供者の秘匿及び当該通報をしたこと自体による解雇その他の不利益扱いの禁止を明記しております。

⑪監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

◇当社は、監査等委員がその職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。以下この項において同じ。）について、当社に対し、費用の前払い等を請求したときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理することとしております。

⑫ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ◇定期的に代表取締役と監査等委員会との会合をもち、会社の経営方針を確認するとともに、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスクのほか、監査等委員会監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、相互の意思疎通を図ることとしております。
- ◇監査等委員会は、内部監査部との適切な連携関係を維持するとともに、会計監査人との定期的な会合を行うなど、相互の認識を共有、深化すべく努めるものとしております。
- ◇監査等委員会が必要と認めた場合、監査等委員が経営会議その他の重要な会議に出席できるものとするほか、会議の議事録、各種報告書、決裁書類等を監査等委員が適時かつ容易に閲覧しうる体制を保持するものとしております。
- ◇法令に基づく重要な開示書類については、全て開示前に監査等委員会への報告及び閲覧を要すものとしております。

⑬ 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ◇財務報告の信頼性及び適正性を確保するため、金融商品取引法の定めに従い、内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、内部統制システムの構築を行っております。システムの運用にあたっては、内部統制委員会を設置し、その信頼性・適切性の合理的な担保のため、内部監査を担う内部監査部と連携し、整備・運用状況の有効性評価を行っております。

⑭ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- ◇当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を阻害するような反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨むことを基本方針としております。
- ◇この基本方針を、コンプライアンスの基本概念として定めた当社の行動規範、『山善グループ企業行動憲章』に明記し、ガイドブックを作成の上、当社グループ社員全員に配布・周知しております。
- ◇当社は、大阪府企業防衛連合協議会に所属し、指導を受けるとともに情報の共有化を図っております。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況は次のとおりであります。

- ◇当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会を13回（会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったもののみならず書面決議2回を除きます。）、執行役員を兼務する取締役全員を構成員とする執行取締役会を11回開催し、重要な業務執行の意思決定を行っております。また、常勤の取締役及び執行役員を構成員とする経営会議を12回、執行役員会を12回開催し、将来予測を含めた業績レビュー及び業務執行に関する検討を行っております。
- ◇その他の業務の適正を確保するための体制については、内部統制システムに組み込まれており、それぞれの重要なプロセスが、定められた規程に則って運用されていることを、内部統制委員会が評価し、その結果を取締役に報告することにより確認しております。
- ◇監査等委員会は、業務の適正を確保するため、代表取締役との相互の意思疎通を図る定期会合を2回開催し、会社の経営方針を踏まえ、会社が対処すべき課題、監査上の重要課題等について意見交換をしております。会計監査人との相互認識の共有、深化を目的とする定期会合を四半期毎に開催し、監査等委員会監査の実効性向上に努めております。また、監査等委員は、必要に応じて各種会議・委員会に出席し、業務の適正確保に努めております。

(7) 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(8) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、安定した財務基盤の確立と収益力の向上を図り、株主の皆様への安定的な配当の継続を基本に、利益水準を考慮して利益還元を行うことを基本方針としております。この方針の下、3ヵ年中期経営計画では連結配当性向30%を目処として当期の連結業績や財務状況などを総合的に勘案しながら配当金額を算定しております。

内部留保金につきましては、株主資本の一層の充実を図りつつ、持続的な事業発展に繋がる有効な投資に充当し、中長期的な成長による企業価値向上を通じて、株主の皆様のご期待に応えてまいります。

連結貸借対照表 (2019年3月31日現在)

科目	金額 (百万円)
(資産の部)	
流動資産	215,144
現金及び預金	52,984
受取手形及び売掛金	99,633
電子記録債権	14,889
有価証券	12,401
商品及び製品	31,197
その他	4,671
貸倒引当金	△635
固定資産	30,451
有形固定資産	11,059
建物及び構築物	2,453
機械装置及び運搬具	106
工具、器具及び備品	734
土地	3,594
リース資産	4,125
その他	45
無形固定資産	3,695
投資その他の資産	15,695
投資有価証券	12,131
破産更生債権等	102
退職給付に係る資産	1,121
繰延税金資産	414
その他	2,111
貸倒引当金	△185
資産合計	245,595

科目	金額 (百万円)
(負債の部)	
流動負債	144,462
支払手形及び買掛金	73,384
電子記録債務	55,364
リース債務	448
未払法人税等	3,032
賞与引当金	3,117
商品自主回収関連費用引当金	32
その他	9,081
固定負債	8,019
リース債務	4,670
繰延税金負債	2,002
退職給付に係る負債	284
その他	1,062
負債合計	152,482
(純資産の部)	
株主資本	87,735
資本金	7,909
資本剰余金	7,561
利益剰余金	73,016
自己株式	△751
その他の包括利益累計額	5,034
その他有価証券評価差額金	5,481
繰延ヘッジ損益	△35
為替換算調整勘定	1,295
退職給付に係る調整累計額	△1,707
非支配株主持分	342
純資産合計	93,113
負債・純資産合計	245,595

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

科目	金額 (百万円)	
売上高		526,364
売上原価		456,738
売上総利益		69,626
販売費及び一般管理費		51,628
営業利益		17,997
営業外収益		
受取利息	1,656	
受取配当金	235	
その他	301	2,193
営業外費用		
支払利息	2,118	
その他	213	2,331
経常利益		17,859
特別利益		
固定資産売却益	8	
投資有価証券売却益	0	8
特別損失		
固定資産除却損	9	
ゴルフ会員権評価損	5	
減損損失	3	
その他	0	19
税金等調整前当期純利益		17,848
法人税、住民税及び事業税	5,800	
法人税等調整額	△169	5,631
当期純利益		12,216
非支配株主に帰属する当期純利益		32
親会社株主に帰属する当期純利益		12,184

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

	株主資本 (百万円)				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	7,909	7,561	64,092	△751	78,812
当期変動額					
剰余金の配当			△1,844		△1,844
剰余金の配当 (中間配当)			△1,418		△1,418
親会社株主に帰属する 当期純利益			12,184		12,184
自己株式の取得				△0	△0
連結範囲の変動			3		3
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	—	—	8,923	△0	8,923
当期末残高	7,909	7,561	73,016	△751	87,735

	その他の包括利益累計額 (百万円)					非支配 株主持分 (百万円)	純資産合計 (百万円)
	その他有価証 券評価差額金	繰延 ヘッジ損益	為替換 算調整 勘定	退職給付に 係る調整 累計額	その他の包 括利益累計額 合計		
当期首残高	6,217	△86	1,130	△1,705	5,556	296	84,665
当期変動額							
剰余金の配当							△1,844
剰余金の配当 (中間配当)							△1,418
親会社株主に帰属する 当期純利益							12,184
自己株式の取得							△0
連結範囲の変動							3
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)	△735	51	165	△2	△521	45	△475
当期変動額合計	△735	51	165	△2	△521	45	8,447
当期末残高	5,481	△35	1,295	△1,707	5,034	342	93,113

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表 (2019年3月31日現在)

科目		金額 (百万円)	科目		金額 (百万円)
(資産の部)			(負債の部)		
流動資産		184,931	流動負債		135,019
現金及び預金		39,344	支払手形		12,758
受取手形		23,946	電子記録債権		55,028
電子記録債権		14,621	買掛金		54,780
売掛金		69,746	リース債権		448
有価証券		12,401	未払金		2,675
商品及び製品		21,414	未払費用		1,475
未収入金		2,615	未払法人税等		2,560
その他		1,354	預り金		989
貸倒引当金		△513	賞与引当金		2,417
			商品自主回収関連費用引当金		32
			その他		1,852
固定資産		35,563	固定負債		7,223
有形固定資産		9,247	リース債務		4,670
建物		1,663	繰延税金負債		1,507
構築物		24	その他		1,045
機械及び装置		38			
車両運搬具		0	負債合計		142,242
工具、器具及び備品		607	(純資産の部)		
土地		2,787	株主資本		72,799
リース資産		4,125	資本金		7,909
無形固定資産		3,399	資本剰余金		7,554
ソフトウェア		3,299	資本準備金		3,452
その他		99	その他資本剰余金		4,101
投資その他の資産		22,916	利益剰余金		58,087
投資有価証券		11,853	その他利益剰余金		58,087
関係会社株式		5,941	圧縮積立金		8
破産更生債権等		84	別途積立金		38,100
前払年金費用		3,326	繰越利益剰余金		19,979
その他		1,877	自己株式		△751
貸倒引当金		△167	評価・換算差額等		5,452
			その他有価証券評価差額金		5,487
資産合計		220,495	繰延ヘッジ損益		△35
			純資産合計		78,252
			負債・純資産合計		220,495

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2018年4月1日から2019年3月31日まで)

科 目	金 額 (百万円)	
売 上		472,607
売 上 原 価		417,289
売 上 総 利 益		55,318
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		41,366
営 業 利 益		13,951
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	3	
受 取 配 当 金	3,099	
仕 入 割 引	1,522	
そ の 他	197	4,823
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	313	
売 上 割 引	1,775	
そ の 他	200	2,289
経 常 利 益		16,484
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	4	
ゴ ル フ 会 員 権 評 価 損	5	
減 損 損 失	3	13
税 引 前 当 期 純 利 益		16,471
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	4,577	
法 人 税 等 調 整 額	△65	4,512
当 期 純 利 益		11,958

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

	株主資本 (百万円)									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
					圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	7,909	3,452	4,101	7,554	9	31,600	17,782	49,392	△751	64,104
当期変動額										
圧縮積立金の取崩					△1		1	-		-
別途積立金の積立						6,500	△6,500	-		-
剰余金の配当							△1,844	△1,844		△1,844
剰余金の配当 (中間配当)							△1,418	△1,418		△1,418
当期純利益							11,958	11,958		11,958
自己株式の取得									△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)										
当期変動額合計	-	-	-	-	△1	6,500	2,196	8,695	△0	8,695
当期末残高	7,909	3,452	4,101	7,554	8	38,100	19,979	58,087	△751	72,799

	評価・換算差額等 (百万円)			純資産合計 (百万円)
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	6,214	△86	6,128	70,233
当期変動額				
圧縮積立金の取崩				-
別途積立金の積立				-
剰余金の配当				△1,844
剰余金の配当 (中間配当)				△1,418
当期純利益				11,958
自己株式の取得				△0
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	△726	51	△675	△675
当期変動額合計	△726	51	△675	8,019
当期末残高	5,487	△35	5,452	78,252

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年5月9日

株式会社 山 善
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 後藤 紳太郎 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 高見 勝文 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社山善の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社山善及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年5月9日

株式会社 山 善
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 後藤 紳太郎 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 高見 勝文 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社山善の2018年4月1日から2019年3月31日までの第73期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第73期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月10日

株式会社 山 善 監査等委員会

常勤監査等委員 松村嘉員 ㊟

監査等委員 加藤幸江 ㊟

監査等委員 津田佳典 ㊟

(注) 監査等委員 加藤幸江及び津田佳典は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

特別口座に株式をお持ちの株主様へ

Q1 特別口座とは何ですか？

A1 特別口座とは、株券電子化実施日までに証券会社の口座への預託がない株主様のために、当社がみずほ信託銀行に開設した株式管理口座を特別口座といいます。

Q2 特別口座のままだとどうなるのですか？

A2 特別口座の株式は、市場での売買はできません。
なお、単元未満株式の買取・買増請求は可能です。

Q3 単元未満株式の買取・買増手続きはどのようにすれば良いのですか？

A3 単元未満株式を特別口座でご所有の株主様は、当社の株主名簿管理人（みずほ信託銀行株式会社、フリーダイヤル 0120-288-324）までお問い合わせください。

株主メモ

事業年度	4月1日～翌年3月31日
期末配当金 受領株主確定日	3月31日
中間配当金 受領株主確定日	9月30日
公告方法	電子公告とし、当社ホームページに掲載いたします。 https://www.yamazen.co.jp/
※事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。	
上場証券取引所	東京証券取引所 市場第一部
証券コード	8051

株式に関するお手続きについて

お取扱窓口	お取引の証券会社等。 特別口座管理の場合は、特別口座管理機関のお取扱店。
特別口座管理機関 お取扱店	みずほ証券及びみずほ信託銀行 フリーダイヤル 0120-288-324 (土・日・祝日を除く9:00～17:00)
未払配当金のお支払	みずほ信託銀行及びみずほ銀行 (みずほ証券では取次のみとなります)

株主総会会場のご案内

▶ **会場** 大阪市西区立売堀二丁目3番16号 当社本社ビル 7階会議室

▶ **交通** 地下鉄中央線・千日前線阿波座駅下車、2号出入口を出て中央大通を東へ
大阪トヨペットビル角を右折、南へ約150メートル



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。